

第2回建築物等事故防止対策部会 議事要旨

日時：平成17年8月4日（木）10時30分～12時

場所：国土交通省2階特別会議室

出席者：久保部会長、直井部会長代理、今村委員、大森委員、後藤委員、島野委員、園田委員、野村委員、萩中委員

（「議事1 前回議事要旨の確認」について）

※ 事務局より、各委員に対して、意見等がある場合は事務局まで連絡いただくようお願いした。

（「議事2 部会の検討の進め方」について）

※ 事務局より、資料2に基づいて、今後の部会の検討の進め方について説明を行い、各委員より異論ない旨の回答をいただいた。

（「議事3 千葉県北西部を震源とする地震におけるエレベーターの停止・閉じ込め等の状況と今後の対応方針」について）

- 非常時は、1つの建物に1名の保守要員が駆けつけるのが基本。
- 地震時管制運転装置は閉じ込めが多いと報道されると、設置の支障になりかねない。地震時管制運転装置がないと、地震後に危険な状態のまま運行される可能性があること、地震時管制運転装置の動作は震度4以下の場合と震度5以上の場合とで異なることや、その理屈についてどう説明するかが課題。
- なぜこれまで震度4以下の場合と震度5以上の場合との間に線を引いて運転休止させる、させないを決めていたのか、その線を引き上げてよいのか、これまでの考え方の枠組みに問題はなかったか、閉じ込めよりも危険運行のリスクを低減することが重要であることなどについて、技術的に説明できるようにする必要がある。
- 地震によってエレベーターが緊急停止するケースとしては、水平方向の揺れの慣性力でドアが開く場合、フレームが変形してローラーを叩く場合、急激な上下震動でスイッチが跳ねる場合などがある。
- 自動復旧のレベル設定には地震の規模を想定しなければならない。今回よりも震度が大きい場合の故障や機器損傷のレベルを評価する必要がある。
- 地震時管制運転装置の多くは、震度を地表面ではなく機械室で感知するため、地震の地表面のGal値を上げたときにどうなるかを検討する必要がある。
- どういう場合に対してエレベーターをどういう状態に置くか、長期的な視点を立てるべき。どのレベルまでが重大な事故か、クライテリアがはっきりし

ていない。

- 機械室のセンサーが感知した値だけで一律にエレベーターを停止させてしまっている。
- 設計のクライテリアを見直すのには2、3年かかる。想定される災害時に機能的なシステムをどういう状態に置くか。社会的に認知してもらえるか。理念が必要。
- 安全の考え方の全体像が重要。エレベーターが停止して火災が同時に起こる場合はどうするか。すぐ避難しなければならないのに、一旦停止させて保守員が安全確認してから乗客を外に出すなどという余裕がないこともある。どういふときにどういふ措置があつて、そのレベルはどうするか、ここはこつう考えでこつう変更する、こつう考え方が必要。
- 保守会社の相互連携が必要。これは短期的にできる対策である。
- ホームエレベーターとその他のエレベーターを同じレベルで考えられないならば、今後の対応方針としては切り分けるべき。特にホームエレベーターはメーカーが多いため、他社の製品でも保守できる体制を作るべき。
- 地震時に管理センターの電話がつながりにくい場合でも、自動音声等によつて何らかの情報を流すべき。
- 地震時管制運転装置がないものや既存不適格建築物など、既存のエレベーターをどうフォローするか。
- 情報提供がないのは不安。プロの情報の伝わり方も重要だが、利用者への情報の伝わり方も重要。
- 時間・曜日により対応できる体制が違ふ。事故に対応するソフト面も重要。
- エレベーターのハードの問題と、そこからの救出、ソフトの問題などを分けてもらつて、その上で停止・閉じ込めにこつう対応するこつう方が分かりやすい。
- 今回の地震では、旧耐震以前のエレベーターで人身危害のおそれがあつたものが13件もあつて心配している。
- 閉じ込めは準リスク。生命は奪われないが、不安感がある。外との連絡が取れていれば安らぐ。
- 一般の人は、エレベーターは安全であり、閉じ込められても救出されると思っている。
- 人身危害のおそれとは具体的にこつういふことか。
- カウンターウェイトの外れなどでかごにぶつかつて、中の人に危害を与えるおそれがある。そのリスクを技術的につめないとリスクの比較ができない。守ろうとしているレベルと被害の状況のバランスについて整理が必要。